



本巣市公示第4号

本巣市留守家庭教室業務支援システム導入及び運用業務について、公募型プロポーザルを実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和4年2月1日

本巣市長 藤原 勉



プロポーザルに付する事項

1 業務概要

- (1) 業務名 本巣市留守家庭教室業務支援システム導入及び運用業務
- (2) 業務内容 本巣市留守家庭教室業務支援システム導入及び運用業務委託に係る仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

2 参加資格要件

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる資格要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本巣市契約規則第21条第2項に基づいて調整した本巣市指名競争入札参加者名簿に登録されている者で、岐阜県内に本店又は支店を有する者であること。
- (2) 参加表明書の提出日において、いずれの自治体においても入札参加資格停止（指名停止）を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加表明書の提出日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (6) 参加表明書の提出日において、本巣市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 市区町村発注の公立保育園、又は学童保育への保育業務支援システムにおいて、導入実績があること。

3 手続き等

- (1) 本巣市留守家庭教室業務支援システム導入及び運用業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等の配布

①配布場所

実施要領、仕様書及び各種様式等は、事務局及び本巣市ホームページ（<https://www.city.motosu.lg.jp/>）から入手すること。

- (2) 参加表明書等の提出

提出先 事務局

提出方法 持参又は郵送による。

（郵送の場合は「一般書留」又は「簡易書留」による）

- 提出期限 令和4年2月21日(月)午後5時15分まで
- (3) 企画提案書等の提出
- (2) で技術提案書の提出を要請された者は、次のとおり企画提案書を提出すること。
- 提出先 事務局
- 提出方法 持参又は郵送による。
(郵送の場合は「一般書留」又は「簡易書留」による)
- 提出期限 令和4年3月1日(火)午後5時15分まで

4 事務局

本巣市教育委員会幼児教育課

住 所：〒501-0494

本巣市下真桑1000番地

電 話：058-323-7753 (直通)

FAX：058-322-2130

メール：jidou@city.motosu.lg.jp

5 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) その他詳細については、プロポーザル実施要領によるものとします。